

○ 西いぶり広域連合職員安全衛生管理規程

〔平成12年3月28日
訓令第8号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、災害の未然の防止及び職員の健康管理について必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規程の準用)

第2条 この訓令の施行については、室蘭市職員安全衛生規程（昭和49年室蘭市訓令第4号）の例による。

附 則

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。